

令和3年11月25日
独立行政法人国民生活センター

年々増加！ブリーダーからのペット購入トラブル -直接購入する場合に気を付けてほしいこと-

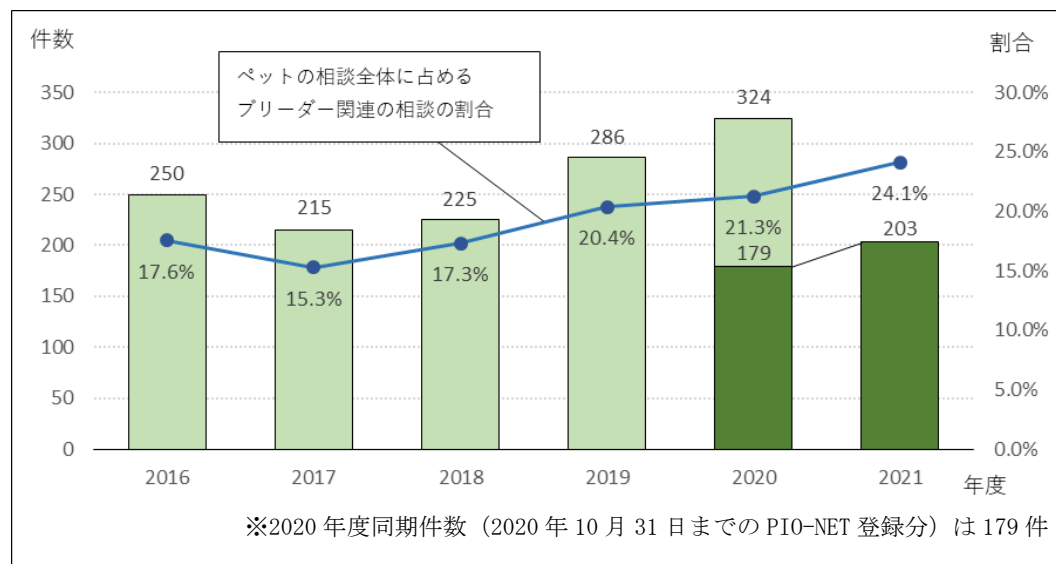
コロナ禍で“おうち時間”が増え、新たに家庭にて飼育される犬や猫が増えています。

一般社団法人ペットフード協会の調査¹によると、1年以内に新たに飼われた犬や猫は合計約95万頭（犬：約46.2万頭、猫：約48.3万頭）で、過去5年間で飼育頭数、増加率ともに最も多くなっています。

こうした中、全国の消費生活センター等には「購入後に先天性の病気が判明した」、「キャンセルを申し出たところ高額な違約金を請求された」などのペットの購入に関する相談が寄せられており、その中でも、ブリーダーから直接ペットを購入した際にトラブルに遭うなど、ブリーダーが関連するペットの相談件数²が増加しています（図1）。

そこで今回は、消費者とブリーダーとのペット購入トラブルについて問題点を整理し、消費者に向けて注意喚起を行います。

図1 PIO-NET³にみるブリーダーが関連するペットの相談の年度別件数と割合の推移



¹ 一般社団法人ペットフード協会「令和2年（2020年）全国犬猫飼育実態調査」
(<https://petfood.or.jp/data/chart2020/index.html>) より

² ペットショップ等とのトラブルにおいて、ブリーダーもそのトラブルに関わっている、または関わっている可能性がある相談も含む。

³ PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。2016～2021年度受付、2021年10月31日までの登録分。

1. ブリーダーからのペット購入の方法について

(1) ブリーダーとは

ブリーダーとは、一般的には「家畜やペット、植物などを交配、繁殖、改良する人」のこととされています。

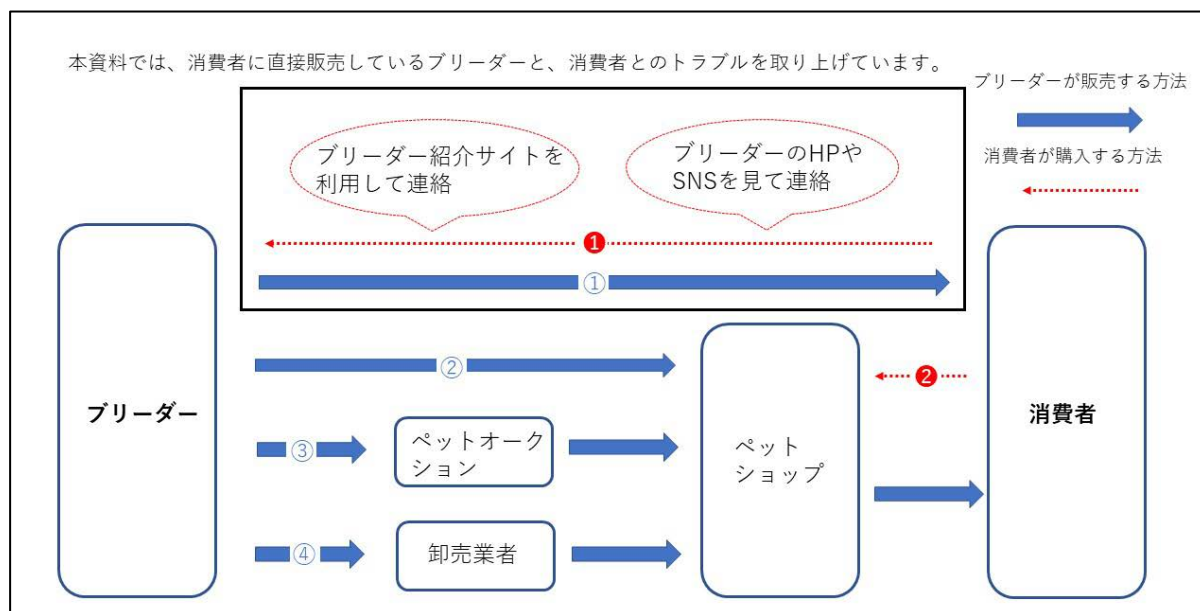
このうち、犬や猫などの動物⁴を繁殖させ、その動物をペットとして営利目的で販売する場合には、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」）に定める第一種動物取扱業として自治体への登録が必要であり、命ある動物を取り扱うプロとして、ペットショップ同様、法令を遵守するよう義務付けられています。

(2) 販売と購入の方法

ブリーダーがペットを販売するには、①消費者に直接販売する、②ペットショップに販売する、③ペットオークション⁵を通じてペットショップに販売する、④卸売業者に販売する、などの方法があります。

消費者がペットを購入するには、①ブリーダーが育てているペットを紹介するサイト（以下、ブリーダー紹介サイト(※)）や、ブリーダーが発信する SNS を通じて直接連絡をし、購入する、②ペットショップで購入する、などの方法があります。消費者がペットショップから購入する場合との違いとしては、ブリーダーと消費者の直接契約となることや、動物に対するプロとしてのチェックはブリーダーのみとなること等があります。

図2 ブリーダーが販売する方法と、消費者が購入する方法の例



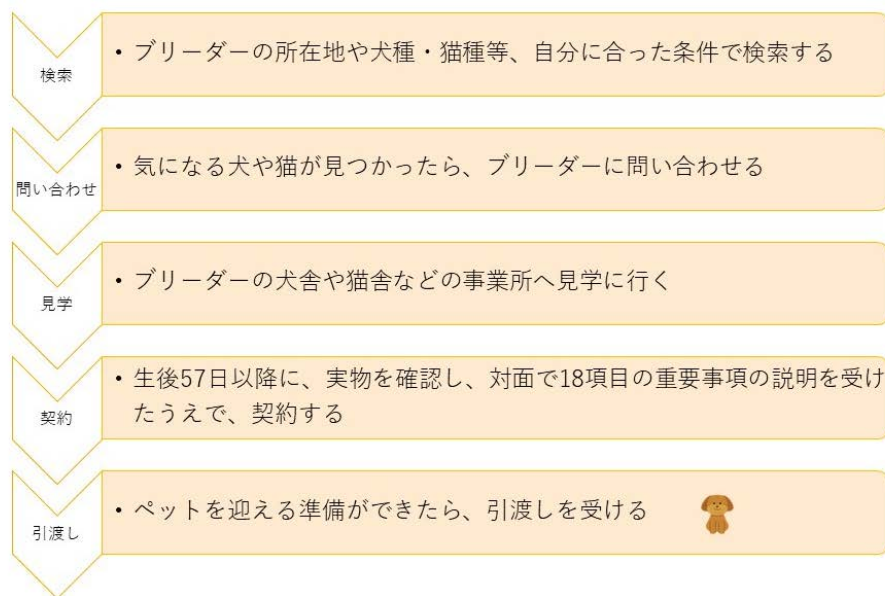
※ブリーダー紹介サイトとは

ブリーダー紹介サイトとは、消費者がブリーダーから直接ペットを購入するための情報を提供するサイトのことです。消費者は、ブリーダーが登録した情報を見て、気に入った犬や猫がいればブリーダーに連絡し、動物愛護管理法に定められた対面説明などのやり取りを経て購入します。サイトを通じて契約しても、ブリーダーと消費者間での直接契約となります。

⁴ 「動物愛護管理法」では、哺乳類、鳥類、爬虫類を対象動物としている。

⁵ ブリーダーが持ち寄った犬や猫をペットの販売業者が競り落とす競り市のこと

図3 ブリーダー紹介サイトで購入する流れ（一例）



2. おもな相談事例（）内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】購入時に健康状態の説明は一切なく、後日先天性の心臓病が判明した

先月、ブリーダー紹介サイトで好みのチワワを見つけた。ブリーダーと数回やり取りしたところ、「まだ掲載していない希少な毛色のチワワがいるので見に来ないか」と連絡があり、ブリーダーを訪ねた。狭いマンションの一室でケージが山積みになっており、子犬が多数暮らしていた。子犬を見せてもらおうと、元気に走り回っていた。子犬が気に入ったので、その場で約80万円を支払い、引き取ったが、健康状態の説明や契約書の交付は一切なく、領収書を渡されただけだった。数日後、ワクチンを打つために動物病院に行くと、「この子犬は先天性の心臓病を患っている。病気だから他のチワワより小さいし、1年も生きられないだろう」と言われた。ブリーダーに連絡すると「返品してくれれば全額返金する」と言われたが、愛着が湧いているので返品ではなく治療費を支払う対応を取ってほしい。どうしたらよいだろうか。

（2021年8月受付 40歳代 女性）

【事例2】事務所は足の踏み場がない状況で、不衛生であり、購入した犬からも悪臭がした

インターネットで検索し、口コミがよかったブリーダーに問い合わせ、約10万円の犬を希望した。その後、実際に事務所に訪問した。欲しい犬は悪臭がしていたが、顔が可愛かったので購入を決めた。事務所には他にも狭いケージに入った犬が数匹いて、足の踏み場がない状況で、においがきつく不衛生だった。契約書は受け取っておらず、販売に関しての情報提供と書かれた説明書ももらっただけだった。ところがその後、犬が下痢をしてその翌朝にはぐったりしていたので動物病院に連れていった。着いた時には心肺停止で、蘇生措置をしたが死亡した。ブリーダーに電話すると返金や代替の犬で対応すると言われたが、その後「当方の獣医師の判断により、補償対象外なので補償はしない」とメールが届いた。納得できない。

（2021年7月受付 60歳代 女性）

【事例3】ブリーダーと連絡を取る手段がなくなり、血統書が受け取れない

半年前インターネット広告を見て実際にブリーダー宅で子猫を購入した。血統書は去勢したら渡される約束になっていた。来週去勢予定なので、ブリーダーに電話をしたが現在使われていないとのアナウンスが流れた。SNSのアカウントも退会されており、ブリーダー紹介サイトからも情報が削除されていた。連絡方法がなく困っている。

(2021年5月受付 20歳代 女性)

【事例4】トラブル解決のため、ブリーダー紹介サイトに問い合わせようとしたところ、利用規約に売買には関わらないと書いてあった

ブリーダー紹介サイトで、気に入った子猫を見つけて問い合わせをした。「他に購入希望者がいるが、約50万円の半額を内金として入れてくれれば予約済みとしておく」と言われ、入金した。その後、遠方のブリーダーのところに出向いて猫を受け取り残金を支払った。1週間後、猫が突然呼吸困難になったので医者連れていくと、先天性の病気だと診断を受けた。猫を返そうとは思わないが、ブリーダーには憤りを感じる。ブリーダー紹介サイトに問い合わせようとしたが、利用規約では「売買には関わらない」となっている。どうしたらよいか。

(2021年4月受付 40歳代 男性)

【事例5】生まれる前の犬を解約したところ、高額な違約金を求められた

2週間前にインターネットで、生まれる前の豆柴犬を予約販売するサイトを見つけた。1週間前にブリーダーを訪ね内金6万円を支払って契約した。豆柴犬本体は60万円で基本訓練やマイクロチップ装着費用、避妊手術代で合計金額は約80万円だった。契約後自宅に帰ったところ、家族に反対されたので解約することした。その旨を2日後にブリーダーに申し入れたところ、契約に従い契約代金総額の3割である約25万円を違約金として支払うよう求められた。確かに契約書にはその旨の記載があるが、消費者にとって不利な条項だと思う。何とかならないか。

(2021年4月受付 60歳代 男性)

【事例6】子猫の購入予約を翌日キャンセルしたところ、予約金は返金できないといわれた

1週間前、ブリーダー紹介サイトに掲載されていた生後2か月のメス猫が気に入り、サイトを通じて子猫の見学を申し込むとブリーダーから希望日時の見学を承諾したとの返信があった。その際、子猫の販売は猫舎を見学した順ではなく購入予約した順で決まる、購入予約金5万円を振り込んだ人が優先で、他の客から先に予約金が払われた場合は紹介ができなくなるのであらかじめご了承ください、と書いてあったので、その日の夜、ブリーダーの口座に5万円を振り込んだ。しかし、都合で猫が飼えなくなり翌日キャンセルの連絡をすると5万円の購入予約金は一切返金できないと返信があった。返金しない理由をサイトに聞くと「予約金の取り扱いはブリーダーごとに決めており、ブリーダーの子猫紹介ページに掲載されている。ブリーダーはその内容に沿って対応している」との回答だった。予約金は返金されないのか。サイト上でブリーダーと予約金についてやり取りをした際には、返金しない旨の説明はなかった。

(2021年4月受付 40歳代 男性)

3. 相談事例からみた問題点（脚注 i ~ v については P. 8 参照）

（1）ブリーダーの説明や対応に問題があるケースがある

①健康状態等の説明が行われていない、契約書が渡されていない

動物愛護管理法では、ブリーダーは事業所において、購入予定者に動物の状態を直接見せ、さらに、当該動物の健康状態や飼い方など 18 項目の必要な情報について、文書やデジタルを用いて対面で説明しⁱ、確認の署名等をもることが義務付けられていますが、健康状態の説明は一切なかった（事例 1）などブリーダーからの説明が不足しているケースがみられます。

また、契約書の交付がなかった（事例 1）、契約書は受け取っていない（事例 2）など契約書が交付されていないケースがみられます。契約書が交付されていなければ契約内容を後日確認することが困難となります。加えて、引渡し後に病気が判明した際、その対応（契約内容）を巡ってさらなるトラブルとなるおそれもあります。

②病気が判明した際の対応はブリーダーごとに定めており、消費者が望む対応が受けられない

ペットは生き物であり、引渡し直後に死亡する、先天性の病気が見つかる、感染症に罹患するなどの事態は起こり得ます。病気が判明した際の対応はブリーダーごとに定めており、対応が異なります。そのため、治療費を支払ってほしいのに返品返金対応を提案された（事例 1）、補償対象外と言われた（事例 2）など消費者の希望する対応が受けられないケースがみられます。

③ブリーダーが消費者との約束を果たさない

去勢後に血統書を渡される約束だったのに連絡が取れなくなった（事例 3）のように、引渡し時に約束をした事項が果たされていないケースがみられます。ブリーダーと連絡が取れなくなると話し合いや交渉をすることもできず、解決を図ることは難しくなります。

（2）現物確認・対面説明を行う前に売買契約を結んでいるケースがある

内金を入金してくれれば予約済みとしておくと言われた（事例 4）、生まれる前の生体を予約購入し、その 2 日後に解約を申し出たところ高額な違約金を請求された（事例 5）など、現物確認や対面説明を行う前に売買契約を結んでいると疑われるケースがみられます。

動物愛護管理法では、事業者が動物を販売する際に、購入予定者に対してあらかじめ現物確認と対面説明を行うことが定められています。対面説明等を行わず、売買契約を結ぶ目的で内金を支払わせている場合は、動物愛護管理法に違反している可能性があります。また、犬猫の販売は生後 57 日以降ⁱⁱでなければなりません。

（3）飼育環境に問題があるケースがある

狭いマンションの一室でケージが山積みになっており、子犬が多数暮らしていた（事例 1）、狭いケージに入った犬が数匹いて、足の踏み場がない状況で、においがきつく不衛生だった（事例 2）など、ブリーダーの飼育環境に問題があると疑われるケースがみられます。

動物愛護管理法では、定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物等を適切に処理するよう定められていますⁱⁱⁱ。また、2019 年改正時には遵守すべき 7 項目が規定されました。犬猫のケージ等の具体的な大きさや、従業者 1 人当たりの犬猫の飼養保管頭数の上限などについて定められ、

順次施行されています iv。

(4) ブリーダー紹介サイトはトラブルが発生しても原則介入しない

ブリーダー紹介サイトを通じてペットを購入した場合に、ブリーダーと連絡が取れなくなった(事例3)、購入後に先天性の病気が見つかった(事例4)といったように、ブリーダーとトラブルが発生しても、ブリーダー紹介サイトは介入せず、当事者間で解決するよう求めているケースがみられます。ブリーダー紹介サイトの利用規約では「当事者間のトラブルに原則として介入しない」と定められていることもあります。

(5) 消費者が自身の環境や、内容を確認せずに契約をしている

①消費者都合でのキャンセルが発生している

家族に反対されたので解約することにした(事例5)、予約金を支払った翌日に都合で猫が飼えなくなった(事例6)など消費者の自己都合により解約するケースがみられます。消費者都合のキャンセルの場合、一方的に契約を解除することはできず、原則ブリーダーごとに定めた規約に従うことになります。

②キャンセル時の対応を確認していない

「子猫の販売は予約金を支払った順で決まる」などと連絡を受け、予約金を支払った後にキャンセルしたところ、予約金が返金されずトラブルになるケースがみられます(事例6)。

事例のように、ブリーダー紹介サイト上のページにキャンセル時に予約金は返金しない旨の記載があるケースでも、ブリーダーと直接やり取りする中で予約の仕組みを知った場合は、「他の人に渡ってほしくない」などと気持ちが先行し、キャンセル時の取り扱いを確認することなく、慌てて予約金を支払ってしまったという相談が複数みられます。

4. 消費者へのアドバイス

(1) ブリーダーから購入する場合には直接会い、信頼できるブリーダーから購入しましょう

ブリーダーからペット購入を検討する際は、まずはブリーダーが第一種動物取扱業に登録しているかどうかを確認してください v。ブリーダー紹介サイトや SNS といったインターネットを含めた広告にも、業者名、事業所の住所等の情報を掲載することが義務付けられているので、確認するようにしましょう。

また、どのような環境で動物を育てているのかを、飼育施設に出向き実際に見てみましょう。施設の清潔さや、動物の健康状態、親の体格や性格などできる限り確認し、不安な点は質問しましょう。また、複数のブリーダーを比較し、信頼できるブリーダーからペットを購入するようにしましょう。購入前や購入時だけでなく、購入後も関係性を築いていけるかどうかを意識してください。購入後に何か困ったことがあれば、すぐに協力を求めることができるよう、遠方のブリーダーではなく、近場で探すことも検討しましょう。

(2) 予約金を支払う際はキャンセル時の対応を確認して慎重に検討しましょう

現物を見る前に予約金を支払うことにはリスクが伴います。実際に見たらイメージが違った、都合により飼えなくなったといった等、自己都合のキャンセルの場合は返金されないことが多くあります。キャンセルした際は支払った金銭は返金されるのかなど、キャンセル時の対応について確認してから支払うようにしましょう。「予約金を支払えば他の人に渡らないようにする」と言われることもありますが、焦って決めるのではなく、本当に自分が飼いたいのか、飼うことができる環境にあるのか、慎重に検討してからにしましょう。

(3) 購入する際は事業所で現物を確認し、対面での説明を必ず受けましょう

購入する際は必ず事業所に出向き、直接動物の状態を確認するとともに、動物愛護管理法に定める対面での説明をブリーダーからしっかりと聞いたうえで、現物に相違がないか確認し、よく理解してから契約するようにしましょう。また契約書を交わすようにし、購入後に問題があった場合の保証内容や、困ったことがあったらどこに連絡をすればいいのかなども確認しましょう。

(4) ブリーダー紹介サイトを利用する際は利用規約をよく確認しましょう

ブリーダー紹介サイトの利用に当たっては、利用規約（トラブル発生時の運営事業者の対応など）や禁止行為、トラブルが発生した場合の保証制度などをよく確認・理解したうえで利用しましょう。

(5) ペットは生き物であることを十分に考慮し、安易な購入は避けましょう

ペットは購入したら終わりではなく、飼い主はその命に責任を持って飼育をしなければなりません。将来においても飼い続けることができるのか検討したうえで購入しましょう。契約する際は、自らの住居環境や生活環境に加え、家族の意思やアレルギーの有無等も確認し、本当にペットを迎え入れることができるのかよく考えてください。見た目の可愛さに一目ぼれして安易に購入することは避け、冷静に考えましょう。

(6) 不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センター等に相談してください


*消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

5. 情報提供先

本報道発表資料を、以下の行政機関に情報提供しました。


- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）
- ・環境省（法人番号 1000012110001）




国民生活センター 公式LINEアカウント

LINE ID : @line_ncac

[QRコード]を読み取って「友だち追加」!





(動物愛護管理法に関する脚注一覧)

ⁱ 動物愛護管理法第 21 条第 4 項

第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

対面説明が必要な 18 項目

1. 品種等の名称
2. 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
3. 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
4. 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
5. 適切な給餌及び給水の方法
6. 適切な運動及び休養の方法
7. 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
8. 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
9. 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
10. 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
11. 性別の判定結果
12. 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
13. 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
14. 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
15. 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
16. 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
17. 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。）
18. 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

ⁱⁱ 動物愛護管理法第 22 条第 5 項

犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

※文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により天然記念物として指定された犬の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は、出生後 56 日ではなく出生後 49 日を経過していれば当該犬の販売等を行うことができる特例が設けられている。

ⁱⁱⁱ 動物愛護管理法第 21 条

第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

iv 動物愛護管理法第 21 条第 2 項

前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点等を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
- 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
- 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
- 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
- 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
- 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

※一部の項目は、新規で登録する事業者は令和 3 年 6 月 1 日から、既存事業者は令和 4 年 6 月 1 日から適用

v 動物愛護管理法第 18 条

第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年一月二十日環境省令第一号）
（標識の掲示）

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあつては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

- 一 第一種動物取扱業者の氏名(法人にあつては名称)
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 登録に係る第一種動物取扱業の種別
- 四 登録番号
- 五 登録の年月日及び有効期間の末日
- 六 動物取扱責任者の氏名

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令
（令和三年環境省令第七号）

第二条

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

ケ 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

(2) 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

参考 PI0-NET にみる相談の傾向

1. ペット全体（ペット動物）の相談件数等の推移

※下記は 2016～2021 年度受付、2021 年 10 月 31 日までの PI0-NET 登録分について分析

(1) ペット全体の年度別相談件数の推移

ペット全体の相談件数の推移を見ると、2018 年度に 1,300 件といったん減少しましたが、2019 年度は 1,403 件、2020 年度は 1,523 件となっており年々微増の傾向がみられます(図 4)。

(2) ペット全体の契約購入金額の平均額の年度別推移

契約購入金額の平均を年度別にみると、毎年 30 万円前後で推移しています(図 5)。

図 4 年度別相談件数の推移

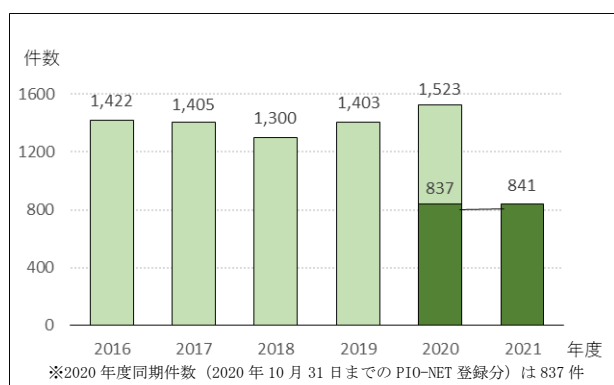
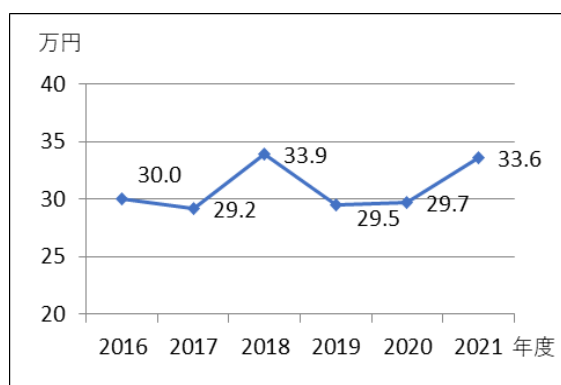


図 5 契約購入金額の平均額の年度別推移



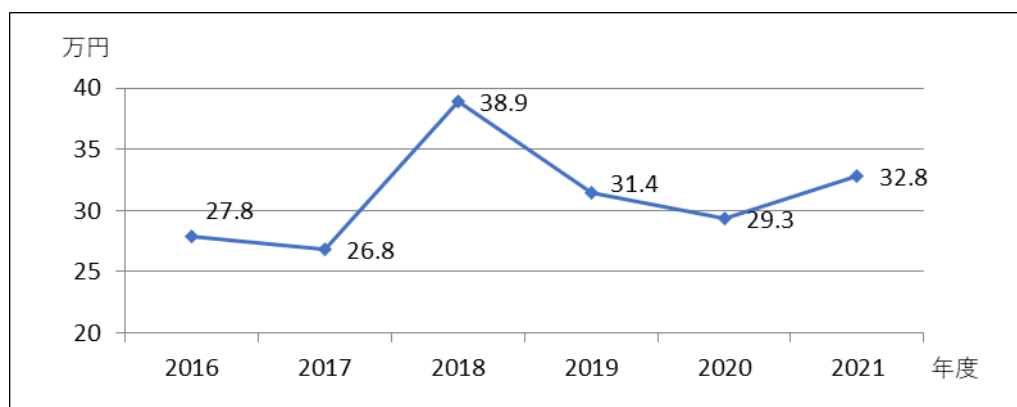
2. ブリーダーが関連するペットの相談の傾向

※(1) は 2016～2021 年度受付、2021 年 10 月 31 日までの PI0-NET 登録分、(2) 以降は 2020 年度受付、2021 年 10 月 31 日までの PI0-NET 登録分 324 件について分析

(1) 契約購入金額の平均額の年度別推移

ブリーダーが関連するペットの相談について契約購入金額の平均額を年度別にみると、毎年 30 万～40 万円前後で推移しています。ペット全体と比較すると、全体的には若干低い金額で推移していますが、年度によってはペット全体の契約購入金額の平均額を上回っています(図 6)。

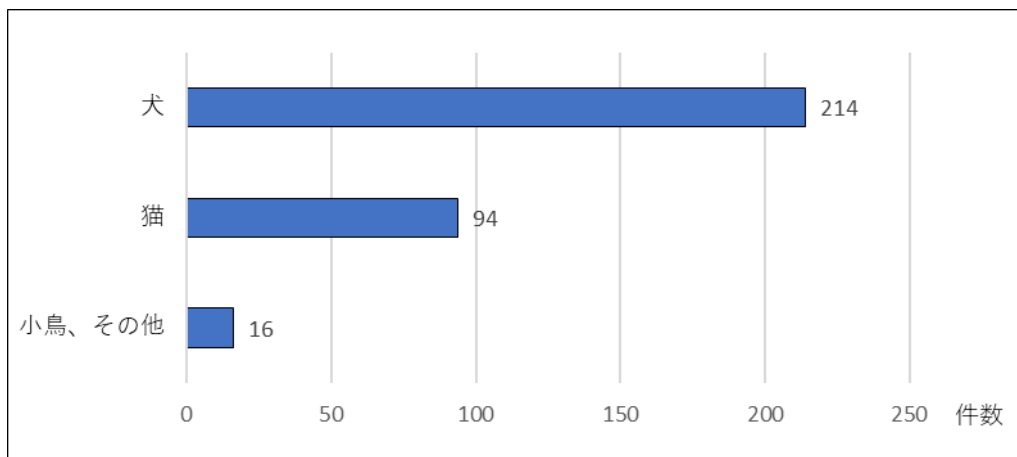
図 6 ブリーダーが関連するペットの契約購入金額の平均額の年度別推移



(2) ペットの種類

2020 年度に寄せられた相談について、ペットとなる動物種別にみた件数は図 7 の通りです。犬が 214 件 (66%)、猫が 94 件 (29%) と、犬と猫が相談の大半を占めています。

図 7 動物種別相談件数



(3) 契約者属性 (年代別、性別)

①年代別件数と割合

40 歳代が 87 件 (30.2%) と最も多く、続いて 50 歳代が 71 件 (24.7%)、30 歳代が 49 件 (17.0%) となっていますが、他の年代からも一定数の相談が寄せられています (図 8) (n=288 件 不明・無回答を除く)。

②性別件数と割合

女性が 241 件 (76%)、男性が 76 件 (24%) と、女性からの相談がかなりの割合を占めています (図 9) (n=317 件 無回答等を除く)。

図 8 契約当事者の年代別件数と割合

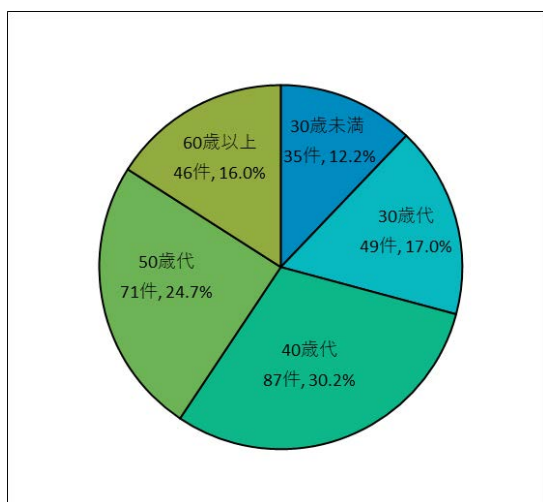
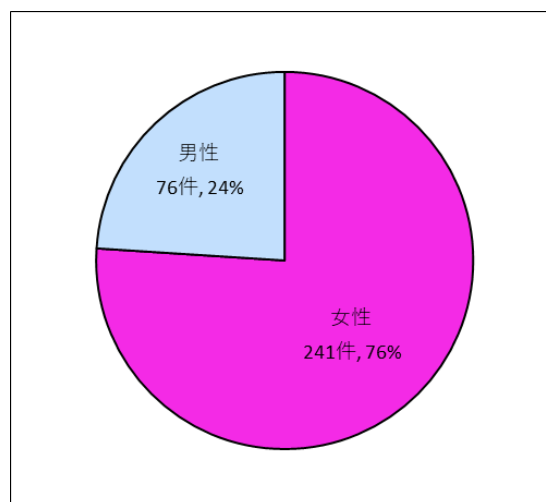


図 9 契約当事者の性別件数と割合



※数値を四捨五入しているため合計が 100%にならない場合がある。